

南阿蘇村景觀計画

南阿蘇村景観計画

目次

第1章 景観計画の位置付け	
1. 計画の目的	2
2. 計画の位置付け	2
第2章 景観特性	
1. 阿蘇地方における景観の現況	3
2. 南阿蘇村の景観特性	6
第3章 阿蘇地域の共通理念	
1. 阿蘇地域の景観形成における共通理念	10
2. 基本方針	10
第4章 景観計画区域等	
1. 景観計画の区域	12
2. 特定施設届出地区の指定	12
3. 景観形成地域	13
第5章 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針	
1. 目的	15
2. 基本理念	15
3. 景観計画区域における基本方針	16
4. 南阿蘇景観形成地域における方針	17
5. 公共事業等における景観形成指針	20
第6章 良好な景観形成のための行為の制限	
1. 大規模行為	21
2. 特定施設届出地区	23
3. 南阿蘇景観形成地域	25
第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	
1. 景観重要建造物の指定方針	28
2. 景観重要樹木の指定方針	28
第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	29
参考 景観条例及び景観条例施行規則に基づく届出フロー図	30

第1章 景観計画の位置付け

(1) 計画の目的

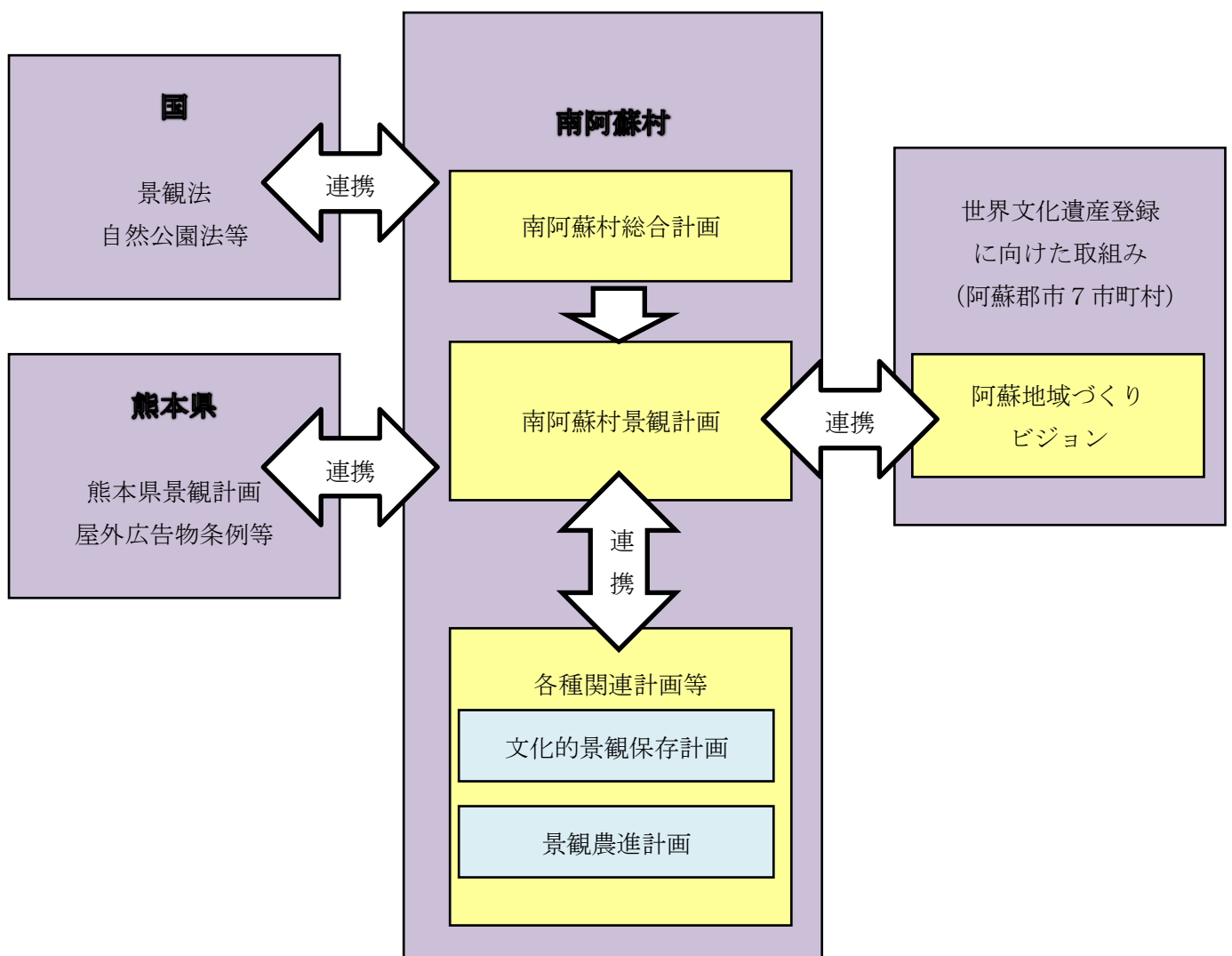
本村は、南阿蘇村におけるすぐれた自然環境及び生活環境の保全と秩序ある開発を図るため、平成17年に「南阿蘇自然環境保全条例」を策定し、本村の自然環境を守ってきました。本計画は、これまでの景観保全の取組を踏まえ、行政、住民及び事業者の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく行為の規制等に関し必要な事項及び景観形成のための活動の促進に関する事項等を定めることにより、南阿蘇村の特性が活かされた景観の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とします。

また、本計画は、阿蘇地域に広域的に広がる「阿蘇の文化的景観」を活かすため、本村を含む阿蘇地域7市町村で策定する「阿蘇地域づくりビジョン」の主旨を踏まえ、阿蘇地域の持続可能な発展にも寄与するものとします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「南阿蘇村総合計画」の基本政策の実現に向け展開する施策であり、景観法第8条に基づく計画です。

今後は、本計画に基づき、住民や企業等の景観に関する意識の高揚を図り、協働して景観づくりを進めていきます。



第2章 景観特性

1. 阿蘇地方における景観の現況

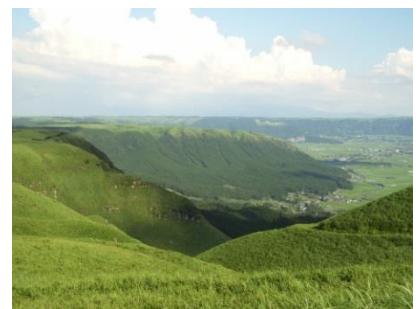
(1) 自然景観

阿蘇地域の特徴である火山活動によって生み出された巨大なカルデラと多様な地形によって作り出される景観は、それ自体が良好な景観資源であるとともに、農地や集落の背景としての役割を果たし、地域の景観の基盤となっています。

■火山活動によって生み出された巨大なカルデラと多様な地形

火山活動が生み出した巨大なカルデラ地形を基盤とし、荒々しい火口付近の景観や周囲では優美で穏やかな山々の景観が形成されています。

中央火口丘群の北側と南側にはカルデラ床が広がり、北側は広大かつ平坦な「阿蘇谷」と南側には段丘上の地形を持ち、阿蘇谷と比較してコンパクトな空間に広がる「南郷谷」とで異なる景観を呈しています。外輪山上は、北側から東側にかけて、遠方に阿蘇五岳を望むなだらかな高原地域であり、南から西側では、起伏の大きな丘陵状の地形が広がっています。



■豊かな水環境

阿蘇地域の河川は、九州の6水系の源流となっています。阿蘇谷をなだらかに蛇行する黒川など、地域の骨格となる景観や、集落を巡る小川や、豪快に流れ落ちる滝など、場所ごとに多様な水の流れをつくり出しています。

阿蘇地域は地下水が豊富であり、これらの湧水が生活や農業において、日常的に使われている様子を見ることができます。また、名水百選にも選ばれている白川水源や池山水源は、阿蘇を代表する観光スポットの一つとなっています。近年では阿蘇神社の門前町である宮地をはじめ、湧水を活用したまちおこしによって、賑わいあるまちなみがつくりだされています。



■多様な生態系とその生息・生育環境

阿蘇地域に分布する植物の数は約1600種と言われ、特に、草原には600種以上の植物が生育しています。大陸系依存植物のノヤナギやキスミレ、湿地に生息するオグラセンノウやヒゴシオンなどの希少な植物が生息しています。また、森林と草原両方の自然環境に恵まれていることから、多様な鳥類や昆虫類が見られます。

中央火口丘では、火口縁から遠ざかるにつれて裸地の中に火山荒原が広がり、それを取り巻くようにミヤマキリシマの群落が形成されています。



(2) 歴史や文化を感じる景観

阿蘇地域には農耕にまつわる祭事やその舞台となる神社、肥後街道など地域で数多くみられる歴史・文化の資源は、地域の特徴のひとつとなっています。

■農耕祭事を中心とした歴史・文化や伝統ある温泉地

阿蘇地域では、古くから火山を神の霊が宿る所として恐れられ、信仰の対象とされてきました。

また、火振り神事や御田祭で知られる阿蘇の農耕祭事や、生活に根ざして伝承される神楽、各地で見られる神社仏閣等も阿蘇地域の特徴のひとつとなっています。また、阿蘇神社の門前町、肥後街道の宿場町等、独自のまち並みが形成されています。

また、阿蘇地域には内牧、杖立や黒川に代表される温泉郷が古くから湯治の地として栄え、現在も湯気の立ち込める温泉地で湯めぐりを楽しむ観光客の姿を目にすることができます。また、南小国町満願寺地区の川湯（共同浴場）のように、地域の生活文化が現れる情緒豊かな景観もつくり出されています。



(3) 暮らしの景観

阿蘇地域では、古くから集落が点在し、牧畜によって農業が営まれてきました。中央火口丘の麓や外輪山上の高原で牧畜が営まれる草原は、阿蘇地域の代表的な景観となっています。外輪山上は、平坦地が少ない地形条件のため、田園・集落や畑地は谷あいには点在しています。これらの景観は、阿蘇地域の人々が永きにわたって築いてきた暮らしの風景です。

■カルデラの多様な地形に展開する農地と集落

阿蘇山麓や外輪山上の高原地帯では、古くから行われてきた牧畜によって、広大な草原が形成されています。雄大な草原は熊本を代表する景観のひとつに数えられています。また、春の野焼きや、夏の青々とした草原の景観のように、四季折々に移りゆく様子も「阿蘇の1年」を感じさせてくれる景観です。

巨大なカルデラの底部には農地と集落が形成され、多くの人々が生活しています。カルデラ床では、田園景観と外輪山の雄大な草原景観が地域の印象を創り出しています。外輪山では、山林の間に小規模な畑地や牧野が点在し、中山間地域の趣を残しています。



(4) 眺望景観

眺望景観は、地域住民のみならず来訪者に阿蘇地域全体のイメージとして強く印象づけられるものであり、阿蘇地域のカルデラ地形の特徴を表すものです。

■阿蘇を大スケールで目にする事ができる視点場や風景が展開する道路景観

阿蘇地域では、地形の多様さやカルデラ床に広がる水田や集落など、人々の営みを大スケールで目にする事ができる視点場が多く存在しています。特に、五岳は数々の視点場から視対象となっており、その姿は涅槃像に例えられるなど、信仰の対象であり、阿蘇のシンボルとしても地域に根付いています。

また、阿蘇ミルクロードや山なみハイウェイなど阿蘇地域内を通る道路では、自然の雄大さと移動による眺望の変化を体験することができ、多くの来訪者がドライブやサイクリングを楽しんでいます。



2. 南阿蘇村の景観特性

(1) 南阿蘇村の概況

平成17年2月13日に旧白水村、旧久木野村、旧長陽村の3村が合併し発足した新しい村です。

阿蘇カルデラの南部の南阿蘇といわれる地域に位置しており、東は中央火口丘から西南に緩やかな傾斜をなして、そこに水源を発する白川が低地にあります。標高600m以上は、その大部分を山林、原野で占めており、北は阿蘇山上、草千里、火口原を結ぶ線上で区切られています。西は南阿蘇地域の入口にあたり、白川が阿蘇谷を北から流れてくる黒川と立野火口瀬近くで合流し、白川となって熊本平野へと下っています。南は南外輪山分水嶺から北向きの傾斜地で西部俵山一帯の高原地域までおよび、低地は東の水源地域から西へと約300mの標高差があります。

中央を東から西へと流れる白川の両側には、住宅地、耕地が広がり眺望のある田園風景となっています。

総面積13,730haのうち、農地は3,592ha(約26%)、山林等が7,686ha(約56%)となっています。

	点的要素(拠点)	線的要素(軸)	面的要素(土地利用)
① 自然	<ul style="list-style-type: none"> ・南阿蘇村湧水群 ・滝 ・羅漢山奇岩群 ・立野峡谷 ・北向山原始林 	<ul style="list-style-type: none"> ・南郷谷を潤す白川とその支流 ・外輪山の連なりを示す山なみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・カルデラ上部の高原 ・カルデラ壁や阿蘇五岳の麓に広がる植林地 ・中央火口丘の自然
② 歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・神楽の里公園、神楽殿 ・十六羅漢 ・寺、神社 ・大木 ・歴史ある温泉 		
③ 暮らし		<ul style="list-style-type: none"> ・南阿蘇鉄道や国道などのインフラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・高原で営まれる牧野 ・南郷谷の河岸段丘上に広がる水田
④ 眺望	<ul style="list-style-type: none"> ・俵山展望所 ・池の窪展望所 ・グリーンピア展望所 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンロード南阿蘇 ・南阿蘇やすらぎロード(県道28号線) ・南阿蘇鉄道 	

(2) 南阿蘇村の景観資源

①自然景観

南阿蘇村は南郷谷と呼ばれ、カルデラ壁や中央火口丘の斜面崩壊による崖錐（がいすい）、扇状地と、白川の浸食作用による河岸段丘が形成されています。

阿蘇谷と比較して平坦な地形ではなく、段丘状のコンパクトな空間に広がる水田や点在する集落が印象的な景観を形成しています。その中で、南阿蘇村湧水群を始めとする周辺に多く分布する湧水と温泉など潤沢な水は、人々の生活を支え、憩いの場を創出しています。それらが河岸段丘で営まれる田園、白川を挟んで点在する集落と湖畔林など多様な景観を生み出しています。

また、扇状地上などの表流水に乏しい場所では畑地が営まれ、阿蘇五岳と南外輪山の傾斜地にはススキ草原と牧野が広がる景観を形成しています。

立野から南郷谷を白川に沿って運行する南阿蘇鉄道では、立野峡谷（きょうこく）や原生林の印象的な眺望を体験することができます。



■火山活動による地形の特徴を伝える自然景観。



■河岸段丘に広がる田園と点在する集落の景観が作り出すモザイク模様。



■カルデラ壁が崩壊し、湖水が流れ出た場所に当たる立野地区の峡谷の景観。



■南阿蘇の農地に水を供給する水源地の景観からは、水と人々の暮らしが結びついていることを知ることができる。

②歴史や文化を感じることができる景観

本村には神社、仏閣、祭事、芸能等、昔から受け継がれてきた有形・無形の文化財が点在しています。中には国選択無形民俗文化財等の貴重なものも存在します。

大切な伝統と文化を継承していくことは、地域の結束を強くし、新たな文化・芸能の創造につながると考えられています。

また、地獄温泉や垂玉温泉など、古くから湯治場として栄えた歴史ある温泉を擁しています。

近年その魅力に惹かれて移住する人も増えており、それからを連携させ特色ある観光資源として活用、保存していく必要があります。



■古くから湯治場として栄えた地獄温泉。



■久木野神社。

③暮らしの景観

白川を中心に水田が広がり、勾配の緩い山裾には畑地もみられます。また国道や県道沿いには古くからの集落があり、のどかな農村景観を創り出しています。外輪山上ではあか牛の放牧により維持されている草原景観を目にすることができます。



■白川を中心に、河岸段丘に広がる田園景観。



■カルデラ上部で放牧される赤牛により維持されている牧野景観。

④眺望景観

地域から見上げる阿蘇五岳・南外輪山の雄大な仰瞰景（ぎょうかんけい）は、阿蘇地域特有のものであり、南阿蘇村を特徴づける重要な景観の一つです。また、阿蘇五岳・外輪山の山上・山腹からは、村を一望する俯瞰景が得られます。



■カルデラ床から望む阿蘇五岳。



■俵山展望所から望む五岳と外輪山の景観。

(3) 南阿蘇村の景観形成上の課題

①自然景観を守り、育てるという観点から・・・

九州北部豪雨により山林、牧野、集落への被害があり、自然景観が大きく変容したことから、今後は自然景観に配慮した一体感ある開発の誘導が求められます。

②南阿蘇村固有の歴史・文化資源とその周辺環境を守り、育てるという観点から・・・

歴史・文化資源を継承していく後継者が不足しています。貴重な景観資源を守り、後世に受け継いでいく為にも後継者の育成が課題となります。

③南郷谷や山麓に広がる耕作地や集落の暮らしの景観を守り、育てるという観点から・・・

稲作を中心とした土地利用型農業の益々の発展と、一面に広がる草原の維持管理のための野焼きや放牧を、農業振興施策等を活用しながら継続していくことが求められます。

④カルデラ地形の連なりと阿蘇を印象づける眺望を守り、育てるという観点から・・・

躍動的な火山活動や穏やかな草原景観、南郷谷に広がる水田などに対する豊かな眺望景観を管理・保全していくことが課題となります。

第3章 阿蘇地域の共通理念

1. 阿蘇地域の景観形成における共通理念

阿蘇の環境は、カルデラ火山という数十万年に渡る自然の営為による基盤の上に、数千年を超えて草原の広がりによって代表される人々の営為が積層し、今なお阿蘇の各地において創意ある手入れが重ねられることによって成り立っています。その背景には、自然、歴史、文化、社会、産業のすべてが有機的に結びついて共生している固有の「つながり」があります。

阿蘇における「つながり」は、自然との共生、生命や生態系の連鎖、歴史や文化の継承、水や物質の循環、地域社会での支え合い、様々な連携などの意味を含んでおり、その強さや充実は結果として、固有の「文化的景観」となって現れています。

阿蘇の景観は、人々が厳しい自然とともに暮らす中で、独自の文化や産業を生み出し環境を育んできた、カルデラ火山との共生、すなわち「つながり」が保たれている表れです。

「阿蘇」を誇りに思う私たちは、このような「つながり」の景観を再認識し、歳月を経て築かれ先人から受け継がれてきた阿蘇の全体景観を、表面的ではない総体の環境として捉え、地域のみならず我が国の貴重な共有財産として、地域の協働によって守り、時世代に継承していきます。

また、行政や多くの関係者とともに阿蘇の魅力を村づくりに活かし、阿蘇地域に住む人、訪れる人の感性を育て、暮らしを豊かにしていく、阿蘇地域ならではの景観づくりを行っていく実践活動を展開し支援していきます。

この実践は、人と自然との共生にまつわる「つながり」の文化を育んでいく参画意識の中で続けていき、住む人、訪れる人、活動に係る人や組織に至るまで、相互に理解と感謝、協力と支援の輪がより大きく強くなるよう進めていき、地域活性化につなげていきます。

2. 基本方針

前項の「共通理念」の実現に向けて、「『つながり』の景観をまもる・活かす・伝える」という観点から、阿蘇地域ならではの景観作りを推進していくものとします。以下、共通理念の具体的方向性について示します。

(1) 「つながり」の景観をまもる

- ・先人たちが大切にしてきた、九州の水がめと称される豊かな水資源、カルデラを中心とした広大な草原や森林、山岳信仰や農耕に関する歴史と文化、地域で営まれている生活など、阿蘇地域の景観を支えている様々な要素を保全します。
- ・阿蘇地域特有の美しく変化に富む景観を地域の暮らしと自然との共生の表れとして、一体的に捉え、自然の恵みを活かしながら持続的に維持していく仕組みを整えて取り組んでいきます。
- ・火山に対する畏敬（いけい）の念を基盤とし、地域によって継承されてきた伝統行事や風習なども阿蘇地域の景観を構成する要素と捉え、地域ぐるみでそれらを支えていくために、価値観を共有できる機会を充実させつつ、地域の自然と歴史的景観を保全します。

(2) 「つながり」の景観を活かす

- ・受け継がれてきた自然環境を背景に、各地域固有の暮らしの姿や文化を活かし、住民や訪れた人にとって親しみやすい取り組みを進めます。
- ・自然や歴史に関連する景観を活かした取り組みを展開していくことで、各地域の魅力資源やその周辺の演出を行います。
- ・住み続けたい、訪れたい地域を目指し、阿蘇の魅力を活活化に活かしつつ、より良好に維持していくための共通認識を広げます。

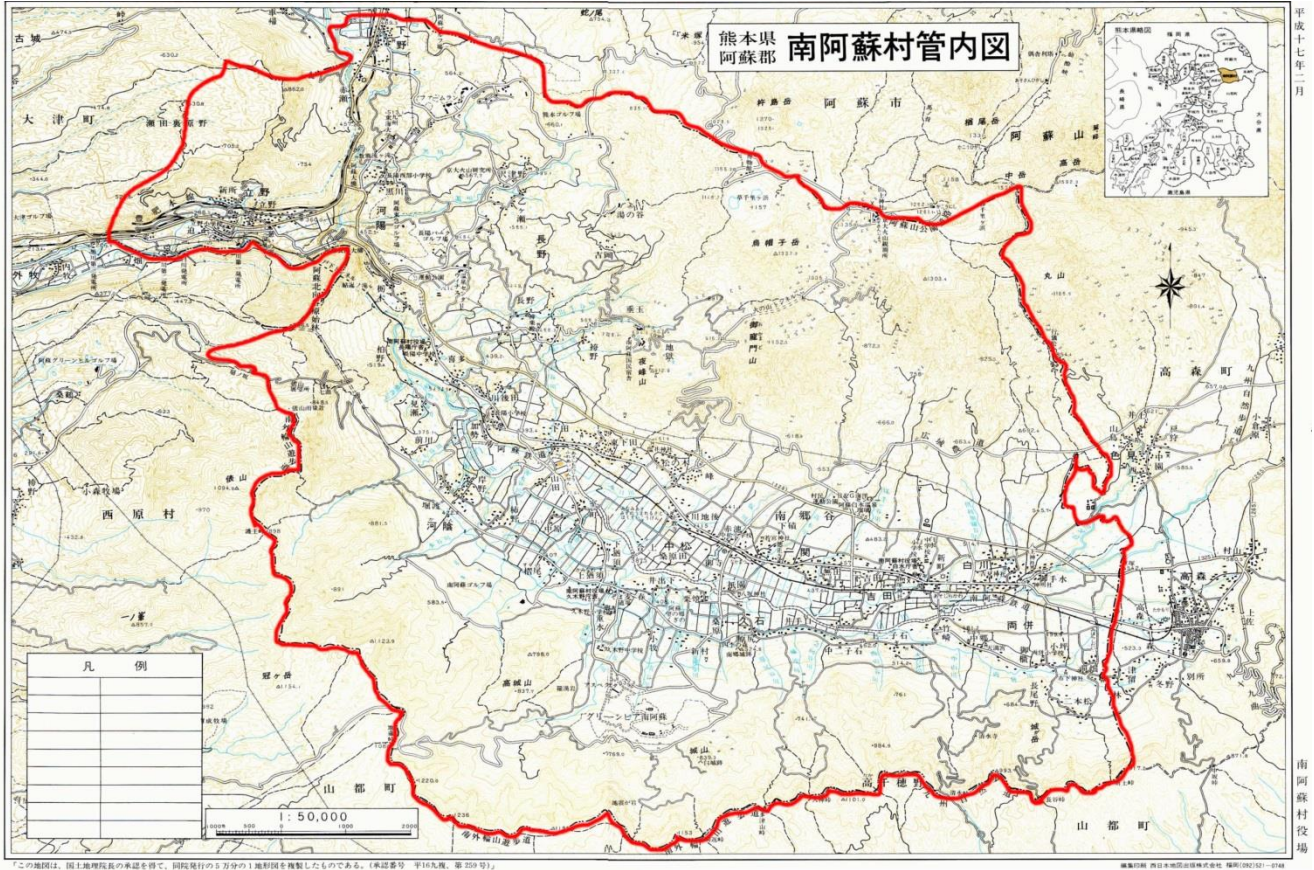
(3) 「つながり」の景観を伝える

- ・阿蘇の文化的景観を守り、活かし、伝える一つのキーワードとして「景観」を捉え、阿蘇の景観に対する地域住民の理解を深め、村づくりの推進拡大を目指し、地域の活性化に役立てていく意識と意欲を育てます。
- ・景観づくりを農林畜産業や商工業に関連したブランド価値を高めていく取り組みにつなぎ、地域の産業発展とともに文化的景観の意味を強調していきます。
- ・また訪れたい地域となるよう、来訪者に驚きと感動を与える阿蘇地域の環境を伝え、観光振興策と一体となった取り組みとして具体的に展開していきます。

第4章 景観計画区域等

1. 景観計画の区域

景観計画区域は、南阿蘇村全域とします。



2. 特定施設届出地区の指定

景観計画区域のうち、建築物、工作物が集積し、又は集積する恐れがあり、景観形成を図る必要があると認められる以下の幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として定めます。

名称	始点	終点	区域
国道57号	大津町と南阿蘇村の境界	南阿蘇と阿蘇市の境界	路端から両側20メートル以内



3. 景観形成地域

南阿蘇村景観形成地域の区域は次のとおりとします。

区域	
南阿蘇村 大字 一関の一部	南阿蘇村 大字 河陽の一部
南阿蘇村 大字 白川の一部	南阿蘇村 大字 下野の一部
南阿蘇村 大字 中松の一部	南阿蘇村 大字 長野の一部
南阿蘇村 大字 吉田の一部	
南阿蘇村 大字 両併の一部	国有林熊本地域施業計画区
南阿蘇村 大字 河陰の一部	熊本事業区20林班の全部
南阿蘇村 大字 久石の一部	

景観形成を図るうえでの基本方針

当該地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、下記のとおり、白川を中心として広がる水田、畑地が織り成す「田園景観」と阿蘇五岳、南外輪山の斜面に広がる樹林、草地からなる「山麓景観」、及び田園景観内を貫き地域内、地域外からの動線軸となる幹線道路の「沿道景観」の3ゾーンに分けて、次のような基本方針のもとに計画的に景観形成を図っていくこととしました。

なお「沿道景観」については、その路線の施設の集積や今後の立地ポテンシャル等から2つの地区に区分して計画いたしました。

田園景観形成ゾーン

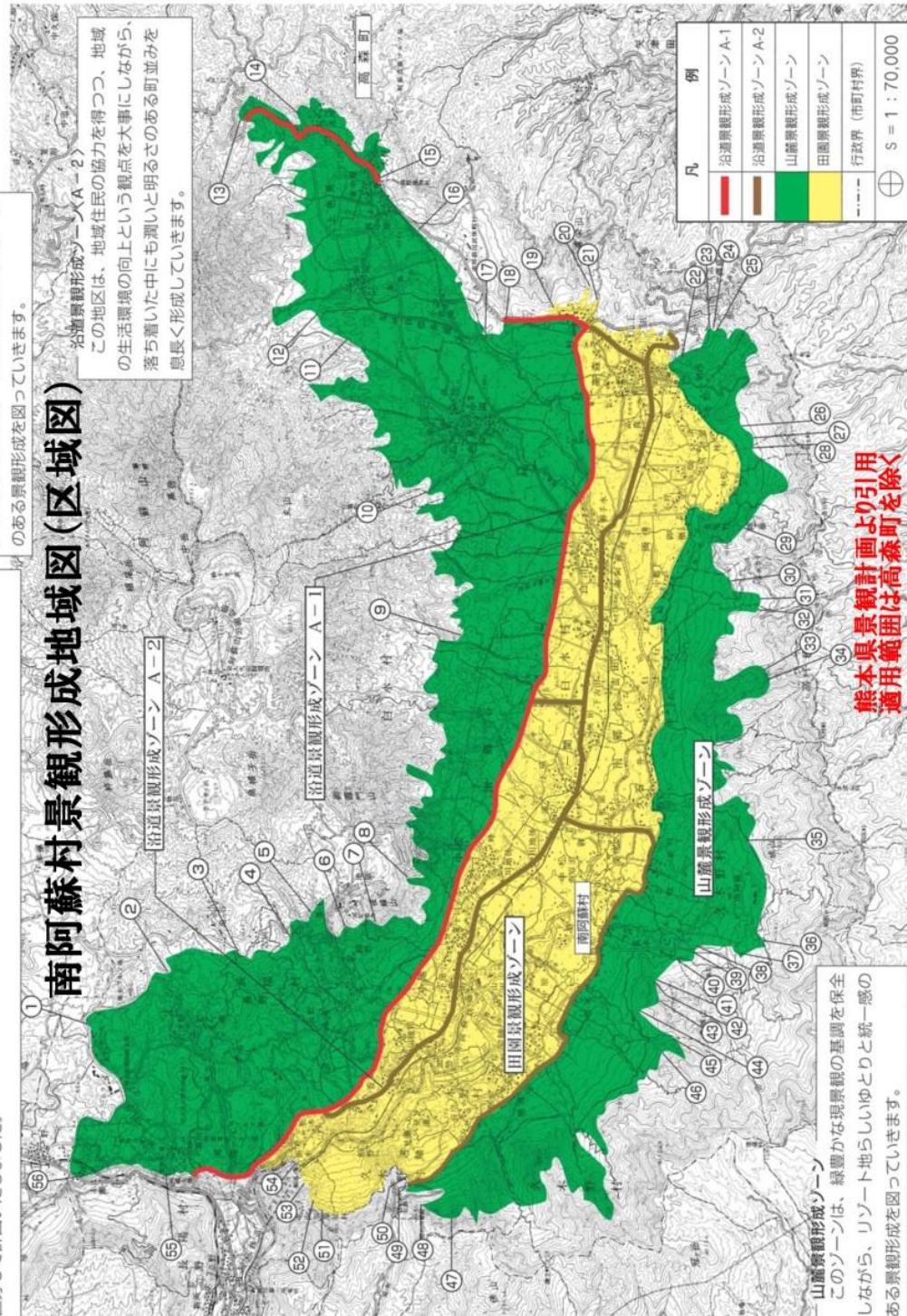
このゾーンは、地域の生活環境の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図っていきます。

沿道景観形成ゾーン(A-1)

この地区は、阿蘇五岳・南外輪山への眺望を大事にしながらいずれも美しいゆとりと統一感のある景観形成を図っていきます。

南阿蘇村景観形成地域図(区域図)

沿道景観形成ゾーン(A-2)
この地区は、地域住民の協力を得つつ、地域の生活環境の向上という観点を大事にしながらか、落ち着いた中にも潤いと明るさのある町並みを息長く形成していきます。



**熊本県景観計画より引用
適用範囲は高森町を除く**

山麓景観形成ゾーン
このゾーンは、緑豊かな現景観の基調を保全しながら、リゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図っていきます。

凡	例
①	道路(除)界
②	道路中心線より300m境界
③	林班界(民有林)
④	小班界(民有林)
⑤	稜線界
⑥	小班界(民有林)
⑦	村有地界
⑧	村界(民有林)
⑨	村界(民有林)
⑩	小班界(民有林)
⑪	小班界(民有林)
⑫	道路(除)界
⑬	小班界(民有林)
⑭	道路(除)界
⑮	地類界(森林と耕地)
⑯	道路(除)界
⑰	河川界
⑱	稜線界
⑲	道路(除)界
⑳	地類界(森林と耕地)
㉑	地類界(森林・原野と耕地)
㉒	地類界(森林と耕地)
㉓	稜線界
㉔	町有地界
㉕	町有地界
㉖	町界
㉗	町界
㉘	村有地界
㉙	村有地界
㉚	道路(除)界
㉛	国有林界
㉜	小班界(民有林)
㉝	保安林界
㉞	保安林界
㉟	保安林界
㊱	村有地界
㊲	村有地界
㊳	国有林界
㊴	河川界
㊵	小班界(民有林)
㊶	道路(除)界
㊷	小班界(民有林)
㊸	小班界(民有林)
㊹	稜線界
㊺	道路(中心線)界
㊻	稜線界
㊼	保安林界
㊽	防火線界
㊾	防火線界
㊿	道路(除)界
1	小班界(民有林)
2	道路(中心線)界
3	国有林界
4	国有林界
5	稜線界
6	崖上境界
7	黒川河川界
8	道路(除)界

凡	例
—	沿道景観形成ゾーン A-1
—	沿道景観形成ゾーン A-2
—	山麓景観形成ゾーン
—	田園景観形成ゾーン
---	行政界(市町村界)
⊕	S = 1 : 70,000

第5章 景観計画区域内における良好な景観形成に関する方針

1. 目的

南阿蘇村は、阿蘇の五岳や白川、湧水、希少な植物の生息地などの美しい自然、神社や農耕祭事をはじめとする様々な歴史・文化、南阿蘇一面に広がる田園と外輪山の雄大な草原、それらを見渡す眺望など、豊かな景観を数多く有しています。

これらの優れた資源の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とします。

2. 基本理念

阿蘇地域の景観の特徴は、カルデラ地形の中央にそびえる阿蘇五岳と、これを取り巻く外輪山の広大な草原にあります。火山によって形成された中央火口丘・外輪山にみられるような独特なカルデラ地形、カルデラ底部の平坦に広がる集落・農地、外輪山から山麓へ広がる大規模な草原、カルデラ底部から外輪山の外へと流れ出る白川の河川から景観が構成されています。

阿蘇の環境は、カルデラ火山という数千万年に渡る自然の営みによる基盤の上に、数千年を超えて草原の広がりによって代表される人々の営みが積層し、今なお阿蘇の各地において創意ある手入れが重ねられることによって成り立っています。その背景には、自然、歴史、文化、社会（コミュニティ）、産業（生業）のすべてが有機的に結びついて共生している共有の「つながり」があります。その強さや充実の結果として、固有の「文化的景観」となって表れています。

このような「つながり」の環境を再認識し、歳月を経て築かれ先人から受け継がれてきた阿蘇の全体景観を、表面的でない総体の環境として捉え、地域のみならず我が国の貴重な共有財産として、地域との協働によって守り、次世代に継承していく必要があります。また、行政や多くの関係者とともに阿蘇の魅力を村づくりに活かし、阿蘇地域に住む人、訪れる人の感性を育て暮らしを豊かにしていき、阿蘇地域ならではの環境づくりを行っていく実践活動を展開し支援していくものとします。

こうした阿蘇の文化的景観を構成する本村については、阿蘇五岳と南側に広がる南郷谷、外輪山が景観の基盤となっており、その上で、噴煙を上げる火山や南郷谷一面に広がる田園、阿蘇五岳側、外輪山側の広大な草原、豊富な湧水群など、阿蘇地域を印象づける景観を有しています。

また、そこで営まれる農畜産業や集落の暮らし、文化財や農耕にまつわる祭事などが、景観を支える重要な要素として存在しています。

以上より、南阿蘇村の景観形成における基本理念を次のように定めます。

南阿蘇の基本理念

自然と共生

3. 景観計画区域における基本方針

基本理念の達成を目指して、次のような基本方針を定め、南阿蘇村の景観形成を進めます。

(1) 南阿蘇の景観の骨格となる自然景観を守り、育てる

南阿蘇村の特徴である、阿蘇五岳を中心に広がる南郷谷と外輪山からなる自然環境は、それ自体が良好な景観資源として、村の基盤を形成しています。

また、村のいたる所で噴出する湧水や多様な生態系は、豊かな自然環境の雰囲気醸し、住む人に潤いと安らぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える源であることから、自然景観を適切に保全し、これらと自然景観と調和した一体感のある景観形成を推進していきます。

(2) 南阿蘇村固有の歴史・文化資源とその周辺環境を守り、育てる

南阿蘇村内には、歴史ある伝統芸能の場が、今なお農耕など人々の暮らしと密接に関係しながら、南阿蘇村の個性を形づくる歴史・文化資源として数多く存在しています。

これらは、住む人に郷土への誇りと愛着を育むとともに、観光産業の発展にも寄与する財産であるため、貴重な景観資源として守り、後世へと受け継いでいきます。

(3) 南郷谷や山麓に広がる耕作地や集落の暮らしの景観を守り、育てる

南郷谷では、稲作を中心とした土地利用型農業が発達し、阿蘇らしい農村景観が広がっています。山麓では、一面に広がる草原の維持管理のための野焼きや放牧の景観が見られます。

このような「農」を感じることでできる景観は、阿蘇の人々が永きに亘って築いてきた生活の風景であり、固有な風土の中で形成されてきた風景ともいえます。重要な景観資源であることから、農業振興施策等との連携を図りながら、昔ながらの景観の良さを維持し、生活と調和した農村景観を育んでいくものとします。

(4) カルデラ地形の連なりと阿蘇を印象づける眺望を守り、育てる

南阿蘇村は、躍動的な火山活動や穏やかな草原景観、南郷谷に広がる水田などに対する豊かな眺望景観を有しています。

このような眺望景観は、住む人のみならず訪れる人の心に阿蘇地域全体のイメージとして強く印象づけられる物であることから、主要な眺望点からの景観を保全し、今後も周辺景観との調和を図っていくものとします。

4. 南阿蘇村景観形成地域における方針

基本的考え方に基づき景観形成地域の基本方針を定め、より重点的に景観形成を進めます。

(1) 景観形成に当たっての基本的考え方

雄大な自然や地域特性と調和した、統一感のあるリゾート地らしい景観の形成を図る為、次のことを景観形成に当たっての基本的考え方とします。

① 豊かな自然との調和

南阿蘇地域は、背景に雄大な阿蘇五岳・外輪山を抱え、山すそに広がる草地、森林、白川の水辺等極めて豊かな自然に恵まれており、これらは南郷谷の景観を構成する大切な要素となっています。このため、これらの豊かな自然と調和した景観の形成を図ります。

② 阿蘇五岳・外輪山への眺望を生かした景観の形成

南阿蘇地域から見上げる阿蘇五岳・外輪山の雄大な仰瞰景（ぎょうかんけい）は、阿蘇地域特有のものであり、南阿蘇地域を特徴づける重要な景観の一つであります。このことから、阿蘇五岳・外輪山への眺望を生かすような景観の形成を図ります。

③ 高所よりの眺望を考慮した景観の形成

南阿蘇地域は、周囲を阿蘇五岳・外輪山によって囲まれている為、これらの山上・山腹からは南阿蘇地域を一望する俯瞰景（ふかんけい）が得られます。これは阿蘇五岳・外輪山の仰瞰景と同様、南阿蘇地域を特徴付ける重要な景観の一つであり、高所からの眺望を考慮した景観の形成を図ります。

④ 緑と水を生かした景観の形成

南阿蘇地域は豊かな緑と水に恵まれており、この緑の織り成すモザイク模様や白川や多くの水源の水辺景観は、南阿蘇地域の特徴的な景観であり、これら緑と水を生かして、豊かな地域景観の形成を図ります。

⑤ 文化とアメニティあふれる地域景観の形成

南阿蘇地域の国道・県道沿い等には古くから集落があり、地域住民の生活の場となっており、文化とアメニティあふれる良好な景観の形成を通じ、地域生活環境の向上を図るものとします。

(2) 景観形成を図るうえでの基本方針

南阿蘇地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、別図（南阿蘇村景観形成地域図）のとおり、白川を中心として広がる水田、畑地が織り成す「田園景観」と阿蘇五岳、南外輪山の斜面に広がる樹林、草地からなる「山麓景観」及び田園景観内を貫き地域内、地域外からの動線軸となる幹線道路の「沿道景観」の3ゾーンに分けて、次のような基本指針のもとに計画的に景観形成を図っていくこととします。

なお「沿道景観」については、その路線の施設の集積や今後の立地可能性等から2つの地区に区分して計画することとします。

ゾーニング	地区区分	景観形成の基本方針
沿道景観形成ゾーン	A 1	<p>この地区は、リゾート地域として開発が見込まれる南阿蘇地域の主要幹線道路の沿道ゾーンであり、ここからの景観は南阿蘇地域全体の印象を左右するものであり、阿蘇五岳、南外輪山を望むのに適した眺望点が多く存在し、今後バイパスの延伸、リゾート施設の開発が進むにつれて、沿道サービス施設や各種商業施設の立地が進展するものと予想される。</p> <p>このため、阿蘇五岳、南外輪山への眺望を大事にしながら、リゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図るものとする。</p> <p>具体的なイメージとしては、「雄大に広がる田園景観や山麓景観、阿蘇五岳及び外輪山を背景として、沿道サービス施設等が点々と立地し、建築物等は道路からできるだけ後退して余裕空間を確保し、樹木や草花等によりゆとりと安らぎが演出されたものであり、建物等の高さも阿蘇五岳等への眺望を損なわないような高さに配慮されており、意匠、色彩についてもこの地域の基調を十分意識したものとなっていることが望まれる。そして全体として、阿蘇五岳等への視野的広がりを確保した中に、豊かで質の高い緑に囲まれた建築物等がゆとりをもって立地しているような地域」を目指して景観形成を図るものとする。</p>
	A 2	<p>この地区は、南阿蘇地域内の幹線道路の沿道であり、これらの路線には多くの既存集落があって、地域住民の生活と密着した地区であるとともに、リゾート開発の進展とともに、リゾート客と地域住民とが交流する大事な地区となるものである。</p> <p>このため、地域住民の協力を得つつ、地域の生活環境の向上という観点を大事にしながら、落ち着いた中にも潤いと明るさのある街並みを息長く形成していくものとする。</p> <p>具体的なイメージとしては、「建築物等はゆったりと敷地がとられ、連続している場合でも少なくとも道路側には余裕空間がとられて建てられており、それらの余裕空間には樹木や草花が植栽されている。そして建築物等のデザイン、色彩については、基調が落ち着いたものに統一され、高さについても圧迫感がないように配慮されている地域」を目指して景観形成を図るものとする。</p>

ゾーン ング	地区 区分	景観形成の基本方針
山麓 景観 形成 ゾーン		<p>このゾーンは、阿蘇五岳及び南外輪山の山すその傾斜地で、豊かな樹林と採草放牧地等からなり、田園景観形成ゾーンと並んで南郷谷における緑豊かな印象をつくりだしている重要な地域であると同時に、リゾート開発の可能性の高いゾーンである。</p> <p>このため緑豊かな現景観の基調を保全しながら、リゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図るものとする。</p> <p>具体的なイメージとしては、「ゾーンの外から眺望した場合、樹林の中に適度な密度で、規模、高さ、意匠・色彩等について周辺の樹林及び背景となる阿蘇五岳や南外輪山等との調和に配慮した建築物等が散在・立地し、全体として緑豊かな基調が損なわれないような開発がなされている地域。また、開発地内の景観としては、個々の施設がゆったりした敷地内に立地し、周囲には既存樹林が残されているか又は郷土樹種等による植栽がなされており、域内道路からの景観にも配慮されている。そして施設のデザインや色彩についても周囲の基調に配慮し、統一感を損なわないようなものとなっているなど、リゾート地らしいゆとりと統一感があり、自然と調和した地域」を目指して景観形成を図るものとする。</p>
田園 景観 形成 ゾーン		<p>このゾーンは、南郷谷中央の平坦地に位置する水田・畑地とそれに囲まれる農村集落等からなり、地域住民の主要な生活の場であると同時に、南郷谷における緑豊かな背景を構成する重要なゾーンである。</p> <p>このため、地域の生活環境の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図るものとする。</p> <p>具体的なイメージとしては、「ゾーンの外から眺望した場合、田園の広がりの中に屋敷林等に囲まれた集落等が散在しており、全体として基調色である緑の中に溶け込んでいるような地域。また集落内の景観としては、意匠・形態等の基調が統一された建築物等がゆったりとした敷地内に立地し、その周囲には樹木や草花が植栽されており、名所・旧跡等も地域住民の生活の中に生き生きと根付いているなど、住民が自然や歴史を大切にしながら、豊かに暮らしていることが感じられるような地域」を目指して景観形成を図るものとする。</p>

○計画的な景観形成のための配慮するポイント

行為	配慮のポイント
建築物等の新築、増築、改築、移転、若しくは撤去又は外観の変更	<p>建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退するとともに、阿蘇五岳・外輪山等の眺望を意識した施設配置、高さ、規模となるように配慮する。</p> <p>意匠、形態、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとす</p> <p>敷地内については、できるかぎり質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景にいかすよう配慮する。</p>
木竹の伐採	<p>木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素であることから、保全及び育成を図る。</p>
屋外における物品の集積又は貯蔵	<p>屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置・形態とするとともに、緑化等により遮へい・修景等の措置を講じる。</p>
鉱物の掘採又は土石等の採取	<p>掘採等の方法は、できるだけ主要な視点場からの眺望に配慮したものとするとともに、遮へい・修景に努め、完了後は緑化・復元に努める。</p>
土地の区画形質の変更	<p>土地の形状の変更にあたっては、周辺の景観になじむようなものとし、既存の優良な樹木や樹林については修景にいかすとともに、郷土樹種による緑化に努める。</p> <p>とりわけ道路や隣接地との境界については、緑の保全、創造に努める。</p> <p>ゆとりと安らぎのある施設立地を図るため、区画割りはできるだけ大きくなるよう配慮する。</p> <p>のり面、擁壁についても周囲となじむよう配慮するとともに、緑化・修景に努める。</p>
屋外における自動販売機の設置	<p>覆いやテント等により、周辺の景観となじむものとするとともに、周囲の緑化に努める。</p>
広告物の設置又は外観の変更	<p>道路からできるだけ後退した位置とするとともに、規模や意匠、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとす</p>

5. 公共事業等における景観形成指針

南阿蘇村は、公共事業、公共施設の建築等で村土の景観形成に著しい影響を及ぼすものについて、公共事業等景観形成指針を定めています。

公共事業、公共施設の建築等を行う場合は、公共事業等景観形成指針を遵守し行うものとします。

第6章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 大規模行為

(1) 届出対象行為（景観形成地域の届出行為及び特定施設届出地区の届出行為を除く）

行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13メートルを超えるもの ・建築面積1,000平方メートルを超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13メートル（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については、20メートル）を超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000平方メートルを超えるもの ※県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
柵及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが2メートルを超え、かつ、長さが50メートルを超えるもの
鉱物の掘採及び土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの ・高さが5メートルを超え、かつ長さが10メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるか、または高さが5メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むため行う行為は除く）

(注) 届出の適用除外行為については、景観法、景観法施行令及び、南阿蘇村景観条例、南阿蘇村景観条例施行規則に規定されています。

(2) 景観形成基準

行為	事項		基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附属する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景にいかすよう配慮すること。
柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
敷地の緑化		・柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘彩又は土石の採取	遮へい及び緑化		・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化		・採掘後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化		・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。

2. 特定施設届出地区

(1) 届出対象行為

行為	規模
特定施設(※)及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積10平方メートルを超える建築物 ・高さ1.5メートルを超える柵、塀、擁壁 ・高さ5メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔の工作物等 ・表示面積が1平方メートルを超える広告物(ただし熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く)

(注) 届出の適用除外行為については、景観法、景観法施行令及び、南阿蘇村景観条例、南阿蘇村景観条例施行規則に規定されています。

※特定施設及び附帯施設とは、次表に掲げるものとします。

特定施設の定義

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店 麻雀屋 ゲームセンター ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン 喫茶店 等
物品販売業を営むための施設(当該施設で販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)	スーパーマーケット 専門店 等
物品貸付業を営むための施設(当該施設で貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。)	レンタルビデオショップ 貸自動車業 等
旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル 旅館 等
広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	

(2) 景観形成基準

事項	基準
<p>特定施設及び附帯施設の位置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔、広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
<p>特定施設及び附帯施設の外観に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩、素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
<p>特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるように努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板、その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、柵、塀、擁壁の前面の緑化に努める。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークになるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

3. 南阿蘇村景観形成地域

(1) 届出対象行為

行為	規模
建築物等の新築、増築、改築、移転及び撤去、 外観を変更することとなる修繕若しくは模 様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積10平方メートルを超える建築物 ・高さ1.5メートルを超える柵、塀、擁壁 ・高さ5メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採面積が500平方メートルを超えるか、または、高さ10メートルを超える木竹の伐採（ただし、林業等を営むため、または、木竹の保育のために通常行う行為等を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他 の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・90日を超えて、高さ1.5メートルを超えるか、または、水平投影面積が100平方メートルを超えて堆積するもの（ただし、建築物の存する敷地内で行う行為にあつては、高さ1.5メートルを超えて堆積するもの）
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が500平方メートルを超えるか、または、高さ1.5メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面 の埋立て又は干拓を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・面積が500平方メートルを超えるか、または、高さ1.5メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むために行う行為は除く）
屋外における自動販売装置の設置	
広告物の設置又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が1平方メートルを超えるもの（ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で提出期間が90日以内のもの等を除く）

(注) 届出の適用除外行為については、景観法、景観法施行令及び、南阿蘇村景観条例、南阿蘇村景観条例施行規則に規定されています。

(2) 景観形成基準

		沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
		A-1	A-2		
位	道路からの位置	(1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するものとする。 ・道路境界から20m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。		・県道及び幅員5m以上の主要村道境界から20m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。	
	隣接地からの位置	(2) 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。 ・道路に沿って隣接する敷地境界から10m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。			
	配置	(3) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、釣合いのとれた配置とする。 (4) 背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳と調和のとれた配置とする。			
建築物等	意匠・形態	(1) 周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳との調和に配慮するよう努めるものとする。			
		(2) 屋根は、こう配のある屋根とするよう努めるものとする。			
		(3) 空調及び排水等の設備は、建築物の中に取り込むか又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するよう努めるものとする。			
		(4) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。やむえない場合は、ルーバー等で覆い目立たない位置に設置するよう努めるものとする。			
	規模	(5) 基調となる景観との調和が図られるよう建ぺい率、容積率、高さは以下のとおりとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。			
		・建ぺい率は、40%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、80%を超えないよう努めるものとする。 高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、60%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、200%を超えないよう努めるものとする。 高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、30%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、60%を超えないよう努めるものとする。 高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、50%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、100%を超えないよう努めるものとする。 高さは、13mを超えないよう努めるものとする。
	材料	(6) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。			
	色彩	(7) 外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 ・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。		・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。	
		(8) 敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。			
		広告物に関する事項	(9) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。		
(10) 壁面に設置する広告は、規模、形状、意匠、色調等が建築物本体と調和するよう努めるものとする。					
(11) のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告はできるだけ行わないよう努めるものとする。					
敷地の緑化	(1) 樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。				
	(2) 建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるとなるような緑化を施すものとする。				
	(3) 敷地の道路と接する部分には、樹木、草花等による修景・緑化に努めるものとする。				
	(4) 敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等による修景緑化に努めるものとする。				
	(5) 樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種を用いるものとする。				
	(6) 大規模な駐車場は、樹木等により緑化を図るよう努めるものとする。		(6) 大規模な駐車場は、樹木等により緑化を図るよう努めるものとする。		

		沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン	
		A-1	A-2			
独立 工 作 物	柵、塀、擁壁	(1) 高さはできるだけ低くし、規模、形状、意匠、色彩等は、周辺の景観と調和したものとす。				
		(2) 道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとす。				
		(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。				
	記念塔、電波塔、物見塔 煙突 高架水槽 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱	(1) 位置は道路からできるだけ後退させるものとす。				
		(2) 規模、形状、意匠は周辺の景観と調和したものとす。				
		(3) 色彩は、周辺の景観と調和したものとす。		・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。		・基調となる色彩は、別表の基準のものを使用するよう努めるものとする。
		(4) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。				
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	(1) 電線路の位置については、周辺の景観に配慮したものとす。				
		(2) 電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。				
		(3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるものとする。				
(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくなるよう努めるとともに、直角横断になるよう努めるものとする。						
(5) 景観上重要な場所に設けるものは、規模、形状、意匠、色彩等について配慮するものとする。						
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項		(1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。				
		(2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採区域の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。				
		(3) 樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。				
		(4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ周辺の植生を勘案して、緑化に努めるものとする。				
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項		(1) 物品の集積又は貯蔵の位置・形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。				
		(2) 敷地の周辺には、常緑の高木・中木による緑化等、遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。				
鉱物の掘採および土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項		(1) 掘採の方法は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。				
		(2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。				
		(3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。				
土地の区画形質の変更後の土地の形状および緑化に関する事項		(1) 土地の区画形質の変更は、周辺の景観となじむよう配慮するものとする。				
		(2) 樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木等は、できるだけ残すよう努めるものとする。				
		(3) 対象区域は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。				
		(4) 対象区域の周囲やのり面・擁壁の前面には緑化に努めるものとする。				
				(5) 区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するよう努めるものとする。ただし周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。		
				(6) 宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画面積700㎡以上となるよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りでない。		
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項		(1) 自動販売装置は、耐久性が有り、質感豊かな材料で覆うよう努めるものとする。				
		(2) 敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。				
広告物に関する事項		(1) 位置は、道路からできる限り後退させるよう努めるものとする。				
		(2) 規模、形状、意匠、色調は、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。				
		(3) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。				

第7章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要と認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定します。

2. 景観重要樹木の指定方針

地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、樹容（樹のすがた）が景観上の特徴を有し、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

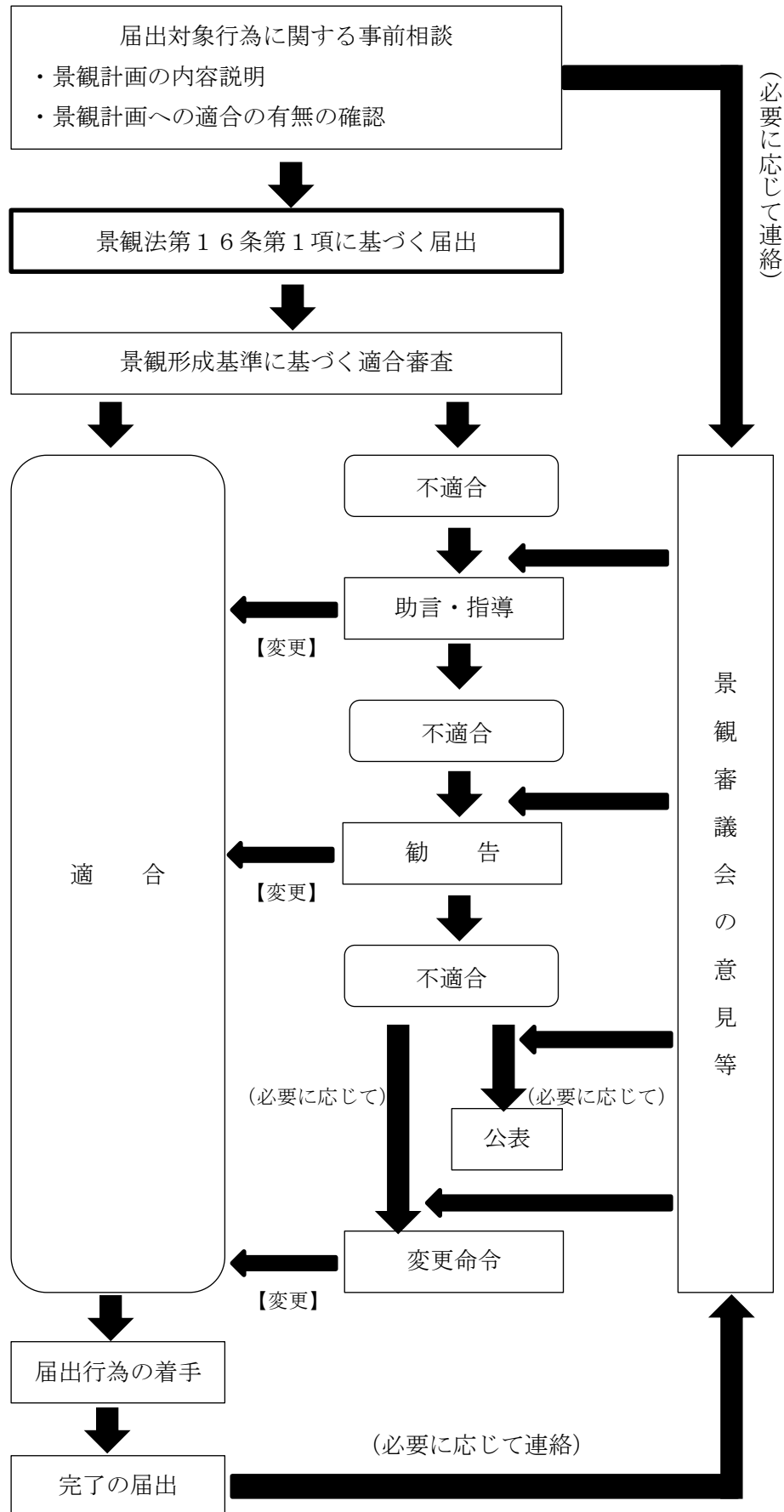
南阿蘇村の田園風景は、本村の美しい農村景観として保存していくことが重要です。

田園風景や草原風景は、農村生活の中で維持されてきた特有の美しさがあり、人々の記憶に残る風景として大切な景観です。

良好な農山村景観の保全・創出が必要な地域においては、景観農業振興地域整備計画を策定し、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、必要な事項について検討します。

参考

景観条例及び景観条例施行規則に基づく届出フロー図



※変更命令に関しては、現状回復の命令を行う場合があります。